

有効期間 3 年（令和 9 年 12 月 31 日まで）

令和 6 年 3 月 15 日

各 所 属 長 様

生 活 安 全 部 長
〔 人 身 安 全 対 策 課 〕
〔 少 年 対 策 課 〕

学校安全の確保に向けた対策に対する支援等の推進について（通達）

令和 5 年 3 月、埼玉県内において、刃物を持った少年が学校に侵入し、職員に対して切り付ける事件が発生したことを受け、文部科学省において、別添「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（令和 5 年 3 月 17 日付け事務連絡。以下「文部科学省文書」という。）が各都道府県・指定都市教育委員会等に通知された。

各警察署にあっては、「学校の安全確保に向けた対策に対する支援等の推進について」（令和 5 年 3 月 30 日付け生活安全部長通達。以下「旧通達」という。）により学校安全に関する支援等を推進してきたところ、引き続き、次のとおり教育委員会、学校に対する支援等を推進されたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

1 防犯設備の整備等に対する支援等

文部科学省文書のとおり、同省の施策として、登下校時以外の校門の施錠と来校者管理の徹底が必要であるとの観点から、令和 5 年度から令和 7 年度までの間、防犯カメラ、オートロックシステム、警察直通の非常通報装置等の整備について集中的な支援を行っているところ、これら防犯設備の導入に際し、各学校から警察署等に相談等がなされた場合は、生活安全部人身安全対策課及び防犯関係団体等と連携を図り、必要な指導、助言等を実施すること。

また、学校から不審者対応訓練等の各種訓練への協力依頼があった場合には、防犯機器を活用するなど実効性のあるものとなるよう配慮するとともに、警察の立場から必要な指導、助言等を実施すること。

2 学校の危機管理マニュアルの作成等に対する支援

学校における子供の安全については、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき、全ての学校において学校安全計画及び危険等発生時対処要領の作成が義務付けられており、文部科学省においては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」等を各学校に示しているところ、学校から警察に対して、同マニュアルの見直し等への協力依頼があった場合には、警察の立場から必要な指導、助言等を実施すること。

3 スクールサポーター等との連携

スクールサポーターは、警察と学校との緊密な連携を図る上での架け橋として重要な役割を果たすとともに、すべての児童生徒が安心して学ぶことができる教育環境を確保でき

るよう支援をすることも責務とされているところである。

スクールサポーター制度の活用については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成31年4月4日付け警察本部長通達）により指示されているところ、引き続き、学校のほか、スクールサポーター及びスクールガード・リーダー等と連携し、児童等の安全確保対策に努めること。

4 学校・警察連絡員の指定の徹底と情報共有体制の整備

警察と学校等との間で連絡窓口となる担当職員である学校・警察連絡員の指定については、本通達3で指示されているほか、「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づく不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。）の共有及び提供については、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について」（令和6年3月15日付け警察本部長通達）等により指示されているところ、これら取組を引き続き推進すること。

本件担当

人身安全対策課子供女性対策指導係 警電

少年対策課環境第一係

警電